

**平成30年度報酬改定に伴う
東京都障害者短期入所事業説明会**

平成30年3月27日

東京都福祉保健局

～ 目 次 ～

I 国報酬関係について

平成30年度障害福祉サービス報酬改定の概要	P 1
新設された加算	P 2～3
福祉型強化短期入所サービス費	P 4
運営方法やサービス提供規模の適正化	P 5
基本報酬の新単位数	P 6
新単価・新地域区分	P 7

II 都加算について

見直しの概要	P 9
現都単価表	P 10
新都単価表	P 11
新都加算の創設（医療連携体制加算）	P 12
新都加算の創設（精神科医療連携体制加算）	P 13～14
第三者評価の受審	P 15～16
都加算請求書	P 17
都加算明細書	P 18
Q&A	P 19

III その他の事項について

東京都障害者サービス情報	P 21
平成30年度新規事業について	P 22～25
問い合わせ先一覧	P 26

I 国報酬関係について

平成30年度障害福祉サービス報酬改定の概要

何が変わるの？

1、新たなサービス費を創設

- ・共生型短期入所サービス費
- ・福祉型強迫性短期入所サービス費

2、新たな加算を創設

- ・医療的ケア対応支援加算
- ・医療連携体制加算（W）、（WD）、（WD）
- ・重度障害対応支援加算
- ・活動支援職員等配置加算
- ・定員超過特例加算

3、運営方法やサービス提供規模を適正化

- ・年間利用日数の適正化
- ・大規模減算
- ・長期（連続）利用日数の上限を設定
- ・身体拘束防止対策実施減算
- ・人員欠如減算
- ・接迎加算

4、新たな単位数、単価、地域区分に

- ・基本報酬の単位数の見直し
- ・全7級地から8級地に
- ・報酬1単位当たりの単価の見直し

新設された加算

加算	単位	内容・要件等（詳細については、お問い合わせください）	備考	届出
常勤看護職員等配置加算	10単位/日	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置する場合 利用定員が6人以下	定員超過、人員欠如に該当している場合は算定不可	必要
	8単位/日	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置する場合 利用定員が7人以上12人以下		必要
	6単位/日	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置する場合 利用定員が13人以上17人以下		必要
	4単位/日	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置する場合 利用定員が18人以上		必要
医療的ケア対応支援加算	120単位/日	福祉型強化短期入所サービス費もしくは共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している者に対して加算		
重度障害児・障害者対応支援加算	30単位/日	福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している事業所において、区分5以上又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者の数の50%以上である場合に加算		
医療連携体制加算（V）	39単位/日	（1）事業所の職員として、もしくは病院、診療所、訪問看護ステーション等と連携により、看護師を1名以上確保する （2）看護師に24時間連絡できる体制を確保する （3）重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して指針を説明し、同意を得る	福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の対象となる利用者、「精神科訪問看護・指導料等」の対象となる利用者、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については算定不可	必要

加算	単位	内容・要件等（詳細については、別添い書をご覧ください。）	備考	居宅
医療連携体制加算（Ⅵ）	1000単位/日	医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、1人の利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対して加算。	福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の対象となる利用者、「精神科訪問看護・指導料等」の対象となる利用者、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者、医療連携体制加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定している利用者は算定不可。	
医療連携体制加算（Ⅶ）	500単位/日	医療機関等との連携により、看護職員を訪問させ、2人以上の利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対して加算（1回の訪問につき8名が限度）	福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の対象となる利用者、「精神科訪問看護・指導料等」の対象となる利用者、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者、医療連携体制加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定している利用者は算定不可。	
定員超過特例加算	50単位/日	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、定員超過利用減算となる利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、当該緊急利用者に対して加算		

※報酬告示案で示された内容に基づいて作成しています。

今後、留意事項通知やQ&A等により、修正が生じる可能性がありますので、必ず最新の情報をご確認ください。

福祉型強化短期入所サービス費

	福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）	福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）	福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）	福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）
対象者	表1に掲げる状態のいずれかに該当する区分1以上の障害者		表1に掲げる状態のいずれかに該当する区分1以上の障害児	
施設の要件	看護職員を常勤で1人以上配置していると都に届け出た事業所 ※併設型・空床型→本体施設の配置基準に準じ、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合に配置する。 ※単独型→現行の区分に加えて、配置する			
算定の要件	1日のサービス利用の場合	日中利用していない場合	1日のサービス利用の場合	日中利用していない場合
区分6	1096単位	785単位		
区分5	962単位	713単位		
区分4	829単位	509単位		
区分3	766単位	434単位	962単位	713単位
区分2	695単位	367単位	798単位	471単位
区分1			695単位	367単位

表1

レスピレーター管理	気管内挿管、気管切開	鼻咽頭エアウェイ	O ₂ 吸入又はspO ₂ 90パーセント以下の状態が10パーセント以上
6回/日以上以上の頻回の吸引	ネブライザー6回/日以上又は継続使用	IVH	経管（経鼻・胃ろうを含む）
腸ろう・腸管栄養	持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	継続する透析（腹膜灌流を含む）	定期導尿3回/日以上
人工肛門			

運営方法やサービス提供規模の適正化

1、長期（連続）利用日数の上限設定

- ・利用日数を30日までを上限とする。
※現在利用している者については、1年間の猶予期間あり。
- ・連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続して30日利用することはできる。
※短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定できる。

2、年間利用日数の適正化

- ・年間利用日数について、180日を目安とする。
※「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合は自治体の判断に応じて例外的にこの日数を超えてもかまわない。（長期（連続）利用日数の上限にも適用）

3、大規模減算

- ・定員が20名以上の単独型事業所について、単位数の90%を算定する。
※定員超過特例加算を算定している場合は算定しない。

4、身体拘束廃止未実施減算

- ・やむを得ず、身体拘束をした場合、以下の場合には5単位/日を利用者全員について減算する。

① 態様	④ 緊急やむを得ない理由
② 時間	⑤ その他必要な事項
③ 利用者の心身の状況	

 } これらを記録していない場合

5、人員欠如減算

- ・短期入所に置くべき従業者数を置いていない場合、減算が適用される月から2月目までは単位数の70%を算定する。
3ヶ月以上継続している場合、単位数の50%を算定する。

6、送迎加算（減算規程）

- ・以下の場合、単位数の70%を算定する。
短期入所のある建物と同一の敷地内または隣接する敷地内の建物との間で、送迎を行った場合。

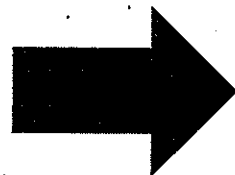
基本報酬の新単位数

見直し前(平成27～29年度)

障害者			
福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
障害支援区分6	892単位	障害支援区分6	582単位
障害支援区分5	758単位	障害支援区分5	510単位
障害支援区分4	626単位	障害支援区分4	307単位
障害支援区分3	563単位	障害支援区分3	232単位
障害支援区分1、2	492単位	障害支援区分2以下	166単位

障害児			
福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
障害支援区分3	758単位	障害支援区分3	510単位
障害支援区分2	595単位	障害支援区分2	269単位
障害支援区分1	492単位	障害支援区分1	166単位

医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2609単位
医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2407単位
医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1404単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2489単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2277単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1304単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1738単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1606単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	936単位



見直し後(平成30年度～)

障害者			
福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
障害支援区分6	896単位	障害支援区分6	584単位
障害支援区分5	761単位	障害支援区分5	512単位
障害支援区分4	629単位	障害支援区分4	308単位
障害支援区分3	565単位	障害支援区分3	233単位
障害支援区分1、2	494単位	障害支援区分2以下	167単位

障害児			
福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
障害支援区分3	761単位	障害支援区分3	512単位
障害支援区分2	597単位	障害支援区分2	270単位
障害支援区分1	494単位	障害支援区分1	167単位

医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2889単位
医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2686単位
医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1679単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2768単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2555単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1578単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2014単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1881単位
医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1209単位

新単価・新地域区分

見直し前(平成27～29年度)

見直し後(平成30年度～)

1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
特別区	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市 福生市 清瀬市	八王子市 立川市 府中市 調布市 昭島市 小平市 日野市	三鷹市 小金井市 青梅市 東村山市 あきる野市 東久留米市 羽村市 日の出町 檜原村	奥多摩町	武蔵村山市 東大和市 瑞穂町	1級地から6級地以外の地域



1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
11,20円	10,96円	10,90円	10,72円	10,60円	10,36円	10,18円	10円
特別区	町田市 狛江市 多摩市	武蔵野市 国分寺市 国立市 福生市 清瀬市 稲城市 西東京市 八王子市 府中市 調布市 小平市 日野市 三鷹市 小金井市	立川市 昭島市 青梅市 東村山市 東大和市	東久留米市 羽村市 あきる野市 日の出町 檜原村	奥多摩町 武蔵村山市	瑞穂町	1級地から7級地以外の地域

Ⅱ 都加算について

「障害者(児)短期入所事業(都加算)」見直しの概要

■ 目的

事業者のサービス質向上に向けた取り組みを適正に評価する補助制度とすることで、都内事業者全体のサービスの質向上を促す。

■ 見直し時期

平成30年4月 ※平成30年4月サービス提供分(5月以降請求分)から施行

■ 見直しの項目

① 障害支援区分毎の単価の設定(障害支援区分に応じ、重度の利用者を支援する事業者の努力を評価)

これまで、都単価は障害支援区分1、障害支援区分2～3、障害支援区分4～6の3段階の設定となっていたため、障害支援区分に応じた都単価を6段階に分け、重度の利用者を支援するほど都加算額が高くなるように設定することで、より重度の利用者を支援する事業者の努力を報酬に反映します。

② 医療連携体制加算の創設(医療支援を必要とする利用者を受け入れる事業者の努力を評価)

事業者が国加算の医療連携体制加算を取得した場合に、上乗せの都加算を創設することで、医療支援を必要とする利用者の受け入れを促進します。

③ 精神科医療連携体制加算の創設(精神科医療との連携を評価)

精神障害者の安定した地域生活に重要である精神科医療や家族等との連携について、専門職を配置するなどの体制を整備し、当該精神障害者の地域生活を支援している事業所を評価する新たな加算を創設します。

■ 補助要件の新設

3年に1回、福祉サービス第三者評価を受審すること。

※平成32年度まで経過措置有り

〔都加算〕都加算単価表（～平成29年度）

類型		障害支援区分	都加算単価						
			1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	その他
福祉型	Ⅰ	区分 6	447	608	768	875	1,089	1,250	1,410
		区分 5	1,932	2,068	2,205	2,296	2,478	2,614	2,750
		区分 4	3,394	3,507	3,620	3,695	3,845	3,958	4,070
		区分 3	2,982	3,084	3,185	3,253	3,388	3,489	3,590
		区分 2	3,769	3,858	3,946	4,005	4,123	4,212	4,300
		区分 1	3,339	3,428	3,516	3,757	3,693	3,782	3,870
	Ⅱ	区分 6	442	547	651	721	861	966	1,070
		区分 5	1,240	1,331	1,423	1,484	1,607	1,699	1,790
		区分 4	3,489	3,544	3,599	3,636	3,710	3,765	3,820
		区分 3	3,570	3,612	3,653	3,681	3,737	3,779	3,820
		区分 2	4,301	4,331	4,361	4,381	4,421	4,451	4,480
		区分 1	4,001	4,031	4,061	4,081	4,121	4,151	4,180
	Ⅲ	区分 3	1,932	2,068	2,205	2,296	2,478	2,614	2,750
		区分 2	2,628	2,735	2,842	2,913	3,056	3,163	3,270
		区分 1	3,339	3,428	3,516	3,575	3,693	3,782	3,870
	Ⅳ	区分 3	1,240	1,331	1,423	1,484	1,607	1,699	1,790
		区分 2	3,160	3,208	3,257	3,289	3,354	3,402	3,450
		区分 1	4,001	4,031	4,061	4,081	4,121	4,151	4,180
旧身体療護 （福祉型）	Ⅰ	区分 6	10,457	10,618	10,778	10,885	11,099	11,260	11,420
		区分 5	11,942	12,078	12,215	12,306	12,488	12,624	12,760
		区分 4	13,404	13,517	13,630	13,705	13,855	13,968	14,080
	Ⅱ	区分 6	7,112	7,217	7,321	7,391	7,531	7,636	7,740
		区分 5	7,910	8,001	8,093	8,154	8,277	8,369	8,460
		区分 4	10,159	10,214	10,269	10,306	10,380	10,435	10,490

〔都加算〕都加算単価表（平成30年度～）

類型		障害支援 区分	都加算単価							
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
福祉型・福祉型強化	Ⅰ	区分6	2,465	2,680	2,734	2,895	3,003	3,218	3,379	3,540
		区分5	2,117	2,300	2,346	2,483	2,574	2,757	2,894	3,030
		区分4	1,766	1,917	1,954	2,068	2,143	2,294	2,407	2,520
		区分3	1,612	1,748	1,782	1,884	1,951	2,087	2,189	2,290
		区分2	1,428	1,546	1,576	1,665	1,724	1,843	1,932	2,020
		区分1	18	136	166	255	314	433	522	610
	Ⅱ	区分6	1,840	1,980	2,015	2,120	2,190	2,330	2,435	2,540
		区分5	1,406	1,529	1,560	1,652	1,713	1,836	1,928	2,020
		区分4	2,471	2,545	2,563	2,619	2,656	2,730	2,785	2,840
		区分3	2,731	2,787	2,801	2,843	2,871	2,927	2,969	3,010
		区分2	2,820	2,860	2,870	2,900	2,920	2,960	2,990	3,020
		区分1	100	140	150	180	200	240	270	300
	Ⅲ	区分3	2,117	2,300	2,346	2,483	2,574	2,757	2,894	3,030
		区分2	1,254	1,397	1,433	1,541	1,612	1,756	1,863	1,970
		区分1	18	136	166	255	314	433	522	610
	Ⅳ	区分3	1,406	1,529	1,560	1,652	1,713	1,836	1,928	2,020
		区分2	2,316	2,381	2,397	2,446	2,478	2,543	2,592	2,640
		区分1	100	140	150	180	200	240	270	300
旧身体療護 (福祉型)	Ⅰ	区分6	10,445	10,660	10,714	10,875	10,983	11,198	11,359	11,520
		区分5	11,957	12,140	12,186	12,323	12,414	12,597	12,734	12,870
		区分4	13,436	13,587	13,624	13,738	13,813	13,964	14,077	14,190
	Ⅱ	区分6	7,160	7,300	7,335	7,440	7,510	7,650	7,755	7,860
		区分5	7,966	8,089	8,120	8,212	8,273	8,396	8,488	8,580
		区分4	11,830	10,325	10,343	10,399	10,436	10,510	10,565	10,620
旧身体療護 (福祉型強化)	Ⅰ	区分6	8,205	8,468	8,534	8,731	8,863	9,126	9,323	9,520
		区分5	9,706	9,937	9,995	10,168	10,283	10,514	10,687	10,860
		区分4	11,196	11,395	11,444	11,594	11,693	11,892	12,041	12,190
	Ⅱ	区分6	4,908	5,097	5,144	5,285	5,379	5,568	5,709	5,850
		区分5	5,715	5,886	5,929	6,057	6,143	6,314	6,442	6,570
		区分4	8,000	8,122	8,152	8,244	8,305	8,427	8,519	8,610
医療連携体制加算Ⅰ・Ⅵ		4,730	4,874	4,910	5,018	5,090	5,234	5,342	5,450	
医療連携体制加算Ⅱ・Ⅶ		2,370	2,442	2,460	2,514	2,550	2,622	2,676	2,730	
医療連携体制加算Ⅲ		-	-	-	-	-	-	-	-	
医療連携体制加算Ⅳ		790	814	820	838	850	874	892	910	
精神科医療連携体制加算		330	330	330	330	330	330	330	330	

<見直し内容>

- ①障害支援区分に応じて都加算額を設定
- ②国加算の医療連携体制加算に上乗せする都加算を創設
- ③精神科医療連携体制加算を創設
- ※第三者評価受審経費の補助を計上

※生は都加算なし
(基準該当)

新都加算の創設(医療連携体制加算)

加算名	区分	要否	都単価 (円/日)	国単価 (円/日)	内容・要領等	備考
医療連携体制加算	(I)	不要	11,450	500単位	看護職員を訪問させ、 <u>1人</u> の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対して加算。	※1
	(II)	不要	5,730	250単位	看護職員を訪問させ、 <u>2人以上</u> の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対して加算。(1回の訪問につき8名が限度)	
	(III)	不要	9,550	500単位	看護職員を訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、看護職員1名に対し加算。	
	(IV)	不要	1,910	100単位	喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を実施した場合に加算。 ※医療連携体制加算Ⅰ、Ⅱとの併給不可	
	(VI)	不要	—	1,000単位	看護職員を訪問させ、 <u>1人</u> の利用者に対して <u>4時間を超えて</u> 看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対して加算。	※2
	(VII)	不要	—	500単位	看護職員を訪問させ、 <u>2人以上</u> の利用者に対して <u>4時間を超えて</u> 看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対して加算。(1回の訪問につき8名が限度)	※3

※1 国加算の医療連携体制加算を算定している場合、1日につき、以下により都加算を算定できます。
 (都加算額) = (都単価) - (国加算額) ※国単位 × 級地別単位数単価

※2 医療連携体制加算(Ⅰ)で上乗せされる都加算額と同額を、加算として算定できます。

※3 医療連携体制加算(Ⅱ)で上乗せされる都加算額と同額を、加算として算定できます。

新都加算の創設(精神科医療連携体制加算)

■ 創設の目的

専門職による医療機関等との連携を促進し、精神障害者の安定した地域生活継続を支援する体制を整備する。

■ 補助要件

①以下の要件を満たしているものとして、都へ届け出ること。

- ・事業所の主たる対象者が精神障害者のみである
- ・精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されている(精神保健福祉士等の有資格者)
※常勤、非常勤ともに可。一体的に支援を行う共同生活援助事業等の従事者が兼務している場合も可。
※必要に応じて家族や医療機関等と連携をとるのに十分な時間配置すること。
- ・医療連携体制加算(V)を算定できる事業所として都に届け出ている

②対象者が、精神障害者として支給決定を受けていること。

③生活状況等をアセスメントしたうえで、必要に応じて、医療連携や家族支援、他サービスとの連携等を行うこと。
また、これらについて、最低5年間記録を保存しておくこと。

■ 届出方法

【届出時期】 毎月15日締め切り → 翌月1日より算定可
※平成30年4月1日から算定する場合は、平成30年4月15日締め切りとします。

【届出様式】 別紙のとおり。

【留意事項】
・算定要件を満たさなくなった場合は、速やかに終了の届出を行ってください。
・届出の詳細につきましては近日中に再度メールにてお知らせいたします。

■ 算定方法

【都加算単価】 330円/日

【算定日数】 利用日数

(別記第1号様式)

現時点での案です。

受付番号

都使用欄です。何も記載しないでください。

精神科医療連携体制加算に係る届出書

年 月 日

届出を行う年月日を記載してください。

東京都福祉保健局長 殿

所在地

届出者 名称

代表者職・氏名

印

東京都障害児(者)短期入所事業取扱要領に基づき、以下のとおり届け出ます。

1又は2に○を付けてください。

異動区分		1 新規 2 終了	
異動年月日		平成 年 月 日	
事業所	事業所名称		
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 -)	
	事業所番号		
	医療連携体制加算(V)の届出	1 届出有 2 届出無	
専門職		氏名	資格名

＜新規の場合＞
算定を開始する年月日を記載してください。
毎月15日締め切りで翌月1日から算定可能です。
(例) 届出年月日 平成30年5月14日 ⇒ 異動年月日 平成30年6月1日
届出年月日 平成30年5月16日 ⇒ 異動年月日 平成30年7月1日

＜終了の場合＞
算定要件を満たさなくなった年月日を記載してください。

精神障害者以外も主たる対象としている事業所は、当該加算を算定できません。

医療連携体制加算(V)を届け出ている事業所は、当該加算を算定できません。

必要に応じて行を追加して使用してください。
対象となる資格は以下のとおりです。
・精神保健福祉士 ・作業療法士 ・公認心理師 ・臨床心理士 ・社会福祉士
・准看護師 等
※以下は対象の資格になりません。
・保健師 ・助産師 ・看護師 (←医療連携体制加算(V)の対象となるため)
・介護福祉士 (←主に身体介護の技術を評価する資格のため)

添付書類

- 1 専門職の資格証
- 2 職員配置状況確認調査票
- 3 その他必要な書類

補助要件：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)

■ 要件の詳細

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。

※最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。

※「受審を完了した月」：評価機関が作成する評価調査結果報告書の日付を含む月

※受審が完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。
(受審を完了した月は、補助要件を満たす期間には含まれません。受審完了の翌月のサービス提供分から都加算が支払われます。)

※標準の評価ではなく、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の受審でも結構です。

■ 平成30年3月31日までに指定を受けている事業所

- ・平成32年度までは、経過措置期間として、福祉サービス第三者評価を受審していなくても、都加算の補助要件を満たしているものとみなします。この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。
- ・平成32年度に受審する事業所が集中した場合、対応可能な評価機関を見つけるのが困難になったり、評価調査や取りまとめ等に時間がかかり、平成32年度末までに受審が完了しないという事態が起きる可能性がありますので、計画的な受審をお願いします。平成32年度末までに受審が完了しなかった場合は、原則として、平成33年4月から受審を完了した月までの分の都加算が支払われません。

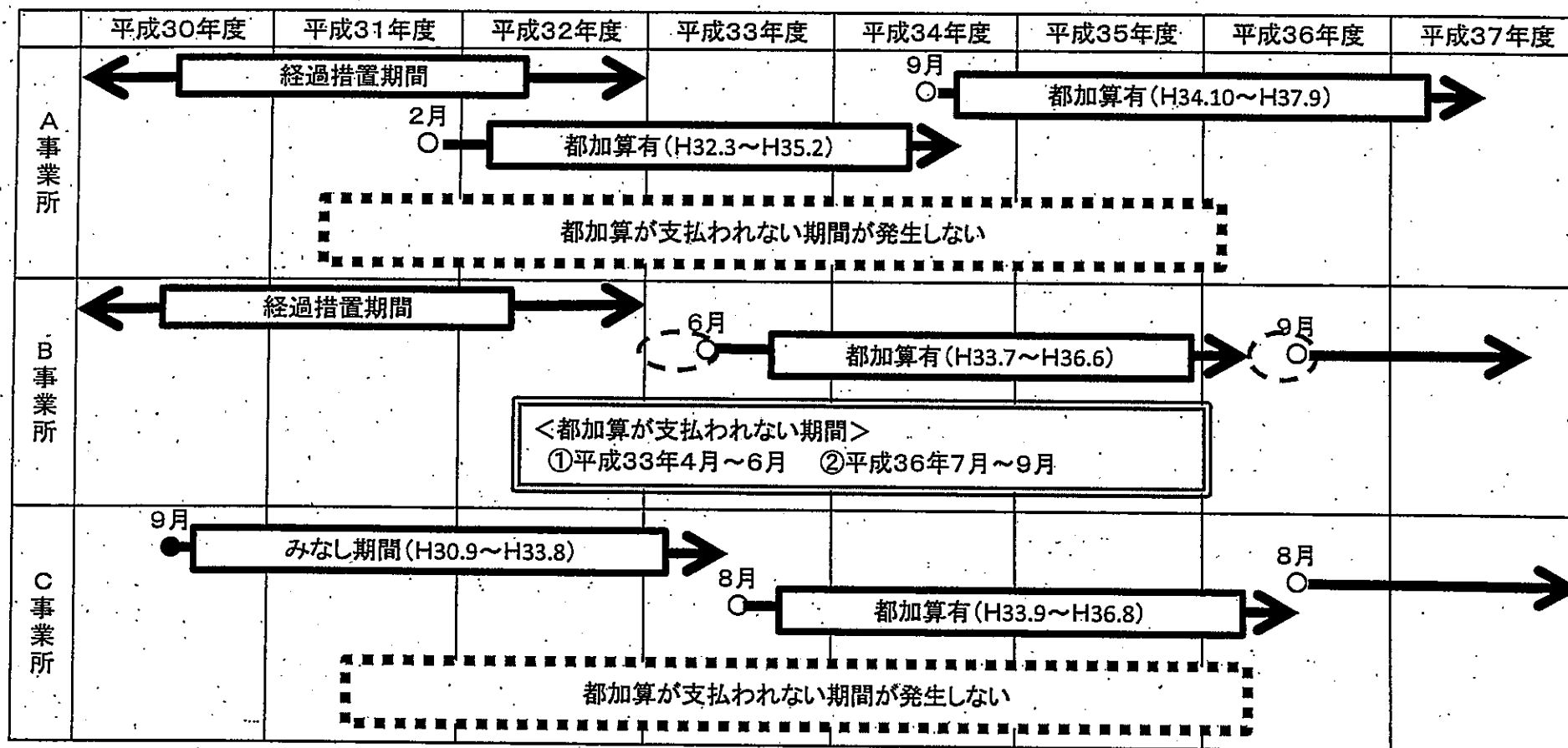
■ 平成30年4月1日以降に指定を受けた事業所

- ・当初指定年月日を起算日として、3年間は福祉サービス第三者評価を受審していなくても、補助要件を満たしているものとみなします。この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。
この間で受審が完了しない場合、3年を過ぎた月から受審を完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。

■ その他

新たな都単価には、福祉サービス第三者評価の受審経費の補助が含まれています。

補助要件：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)



○ … 受審完了月 ● … 当初指定月

現時点での案です。

都 加 算 請 求 書 (案)
(短期入所)

平成 年 月 日

(請 求 先)

〇〇区市町村長 殿

請求事業者	指定事業所番号	
	住 所 (所在地)	
	名 称	
	代表者 職・氏名	印

下記のとおり請求します。

サービス提供月	平成		年		月	分	明細書件数	
---------	----	--	---	--	---	---	-------	--

請求金額			百	千		円
------	--	--	---	---	--	---

当初指定年月日 又は 福祉サービス第三者評価受審完了年月日	平成		年		月		日
----------------------------------	----	--	---	--	---	--	---

※当初指定年月日と福祉サービス第三者評価受審完了年月日のうち、近い方の年月日を記入してください。
※確認のため、「指定通知書」又は「福祉サービス第三者評価の評価機関が作成した評価調査結果報告書の表紙」の写しを添付してください。
※平成30年度から平成32年度までの間は空欄でも結構です。

請求担当者	氏名	
	連絡先	

記 入 例

都 加 算 請 求 書 (案)
(短期入所)

平成 30 年 5 月 11 日

(請 求 先)

新宿区長 殿

請求事業者	指定事業所番号	1 3 1 0 4 0 0 0 0 0
	住 所 (所在地)	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
	名 称	社会福祉法人東京会
	代表者 職・氏名	理事長 東京 太郎 印

下記のとおり請求します。

サービス提供月	平成	3 0	年	0 4	月	分	明細書件数	20
---------	----	-----	---	-----	---	---	-------	----

明細書の「当月都加算請求額」の合計金額を記入

請求金額			百	千		円
			2	0	0	0

金額の先頭に「¥」マークを入力

当初指定年月日 又は 福祉サービス第三者評価受審完了年月日	平成		年		月		日
----------------------------------	----	--	---	--	---	--	---

※当初指定年月日と福祉サービス第三者評価受審完了年月日のうち、近い方の年月日を記入してください。
※確認のため、「指定通知書」又は「福祉サービス第三者評価の評価機関が作成した評価調査結果報告書の表紙」の写しを添付してください。
※平成30年度から平成32年度までの間は空欄でも結構です。

請求担当者	氏名	東京 二郎
	連絡先	03-5320-4151

現時点での案です。

都加算額請求用

都加算明細書(案)
(短期入所)

平成 年 月 分

受給者証番号	事業所番号
支給決定障害者氏名	事業者及びその事業所の名称
支給決定に係る障害児氏名	地域区分
障害支援区分(障害児の障害の支援の区分)	類型
	精神科医療連携体制加算

開始年月日 終了年月日 利用日数

サービスコード	サービス内容	算定単価額	利用日数	当月算定額	摘要
2:4					
2:4					
2:4					
2:4					
小計			①	0	
2:4:6:0:6:5	短期医療連携体制加算Ⅰ				
2:4:6:0:6:6	短期医療連携体制加算Ⅱ				
2:4:9:9:9:2	短期医療連携体制加算Ⅲ	(列減り)			
2:4:6:0:6:8	短期医療連携体制加算Ⅳ				
2:4:6:0	短期医療連携体制加算Ⅵ				
2:4:6:0	短期医療連携体制加算Ⅶ				
精神科医療連携体制加算		330			
小計			②	0	

当月都加算請求額 (①+②)

0

円

現時点での案です。

都加算額請求用

都加算明細書(案)
(短期入所)

平成 年 月 分

受給者証番号	事業所番号
支給決定障害者氏名	事業者及びその事業所の名称
支給決定に係る障害児氏名	地域区分
障害支援区分(障害児の障害の支援の区分)	類型
	精神科医療連携体制加算

開始年月日 終了年月日 利用日数

サービスコード	サービス内容	算定単価額	利用日数	当月算定額	摘要
2:4	短期入所Ⅰ6	2,465	2	4,930	
2:4	短期入所Ⅱ6	1,840		1,840	
小計			①	6,770	
2:4:6:0:6:5	短期医療連携体制加算Ⅰ	4,730		4,730	
2:4:6:0:6:6	短期医療連携体制加算Ⅱ				
2:4:9:9:9:2	短期医療連携体制加算Ⅲ	(列減り)			
2:4:6:0:6:8	短期医療連携体制加算Ⅳ				
2:4:6:0	短期医療連携体制加算Ⅵ				
2:4:6:0	短期医療連携体制加算Ⅶ				
精神科医療連携体制加算		330			
小計			②	4,730	

当月都加算請求額 (①+②)

11,500

円

NO	問	答
1	医療連携体制加算を算定する要件として、看護職員の配置方法や業務内容を詳しく知りたい。	現在、報酬改定の内容を含め、どのような看護職員の配置でどう報酬がとれるのか、国に確認しています。留意事項通知、Q&Aを踏まえつつ、整理ができ次第ご案内いたします。
2	精神科医療連携体制加算について、「精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職」とは有資格者の配置が必須か。	有資格者の配置を必須とさせていただきます。 なお、対象の資格は、基本的には精神保健福祉士を想定していますが、その他につきましては、国の加算の改定を踏まえて検討中ですので、追ってご連絡いたします。なお、医療連携体制加算(V)の対象となる看護職員は対象として想定しません。
3	精神科医療連携体制加算について、事業所の利用者全員が算定可能か。また、算定は連携を行った日に限られるのか。	精神科医療連携体制加算について都に届け出ている事業所の利用者のうち、受給者証に「精神障害者」として記載がある方は全ての方が加算対象となります。また、連携は必要に応じて行っていただくものですので、連携を行っていない日であっても算定可能です。
4	精神科医療連携体制加算について、連携は専門職が必ず行わなければならないのか。	原則として、専門職の方が行ってください。 専門職でない方が行う場合は、専門職の方の指示に基づいて行っていただき、専門職の方が状況を把握できるよう情報を共有してください。
5	第三者評価の受審は「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」でよいのか。	結構です。
6	第三者評価の受審について、併設型や空床利用型の場合、本体施設で第三者評価を受審していれば、短期入所については受審しなくてもよいのか。	併設型や空床利用型の場合であっても、本体施設とは別に、短期入所として第三者評価を受審してください。実際に受審される際は、本体施設とまとめて受審していただいて結構ですが、短期入所事業所として報告書の作成を依頼してください。
7	第三者評価の受審経費の補助はどうなっているのか。通所系の事業所と異なるのはなぜか。	第三者評価受審経費の補助については、利用者一人一人の加算単価に含まれています。 通所系事業所に対する補助とは、補助形式が事業所単位ではなく利用者単位であることなどから、異なる取り扱いとしました。 第三者評価の受審経費は、利用者の数などによって変動することから、事業所により幅が出てくるのが予想されます。早めに経費を見積もっていただき、ご準備をお願い致します。
8	第三者評価の受審について、都外の事業所も受審する必要があるのか。また、都外の評価機関による第三者評価でもよいのか。	都外事業所につきましても、第三者評価の受審を補助の条件とさせていただきます。評価機関は都の内外を問いませんが、都内評価機関が都外事業所の評価を行えるように、現在調整中です。
9	第三者評価の受審は、都や区市町村が行う実地検査の代わりとなるのか。	第三者評価は、事業を運営する事業者が、自ら提供するサービスの質の評価を行い良質かつ適切なサービスを提供することを促す目的であり、都や区市町村が行う実地検査は、法令に定める最低基準等の遵守状況について検査を行い、法人・施設等の適切な運営、サービスの質の確保を図るものであり、その目的が異なるため、第三者評価の受審は実地検査の代わりとはなりません。

注 区市町村が行う事務に関する事項は、別途、情報提供を予定しております。

Ⅲ その他の事項について

東京都障害者サービス情報

事業所検索

○受けたいサービスから探す

○法人名から探す

○所在地から探す

○主たる対象者から探す

○事業所番号から探す

○空き時間から探す

○事業所名から探す

サービス相談窓口
各自治体の相談窓口です。

関連リンク
国や各自治体の関連リンクです。

書式ライブラリ
書式ダウンロードです。

○事業所メンバー ONLY

このサイトでは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、東京都に申請し指定を受けた事業所を検索することができます。

お知らせ

New!! (H30.1.25)インフルエンザの流行警報発表に伴う予防及びまん延防止対策の徹底について
平成30年第3週(1月15日から1月21日)までの報告において、定点当たりの患者報告数が流行警報基準を超えました。

New!! 「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」事業者への指定協議説明会【平成30年2月度】の開催案内
「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」事業者への指定協議説明会【平成30年2月度】についてお知らせします。

New!! 共生型サービスについて
厚生労働省より共生型サービスについて現時点の検討内容が示されました。
東京都で回収された死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確定検査陽性に伴う対応について
平成30年1月5日に東京都大田区において回収されたオオカミ1羽について、このたびは、高病原性鳥インフルエンザ確定検査の結果、陽性であったことが確認されました。

東京都で回収された死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確定検査陽性に伴う対応について
平成30年1月5日に東京都大田区において回収されたオオカミ1羽について、このたびは、高病原性鳥インフルエンザ確定検査の結果、陽性であったことが確認されました。

平成30年1月5日に東京都大田区において回収された野鳥を遺伝子検査した結果、A型鳥インフルエンザウイルス陽性であることが確認され、プレス発表が行われました。
平成29年度 集団指導資料を掲載しました(居宅介護等)社会福祉施設等におけるノロウイルスの感染予防について
この度、厚生労働省からノロウイルスの感染予防について事務連絡がありました。

インフルエンザの流行注意報発表に伴う予防及びまん延防止対策の徹底について

東京都障害者サービス情報

ヘルプ ヘルプ

書式ライブラリー

戻る

■トップカテゴリを選択してください。

New!! 障害者施設推進部組織改正について(平成28年度)

A 【全サービス共通】指定申請等について

A 【関係サービス】指定申請書・変更届等(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度対応)

A 【日中サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等

A 【共同生活援助(グループホーム)】指定申請書・変更届等

A 【短期入所】指定申請書・変更届等

A 【児童福祉法に基づき障害児施設】指定申請書・変更届等

A 【一般相談支援】指定申請書・変更届等

B 障害者総合支援法に係る法令・通知等

B 権利擁護

1 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業

東京都では、福祉・介護人材の確保定着を図るため、平成30年度から新たに「障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業」を実施します。本事業では、事業所へ災害時参集可能な範囲に職員宿舎を確保し、働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む事業者を支援します。募集内容等の詳細については、決定次第、本事業の実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページ等でご案内します。

<事業概要>

(1) 対象施設

区市町村長による福祉避難所の指定を受け、又は、区市町村と福祉避難所として災害時応援協定を締結しており、かつ、職員宿舎を確保し、災害対応要員を配置する都内の障害福祉サービス事業所等

※ただし、国又は地方公共団体が設置する施設・事業所（指定管理者が管理するものを含む）は除く。

(2) 対象法人

対象施設を運営する法人

(3) 対象職員

対象施設に勤務する従事者

(4) 助成規模

120戸

(5) 対象経費

賃料、共益費（管理費）、礼金、更新料等

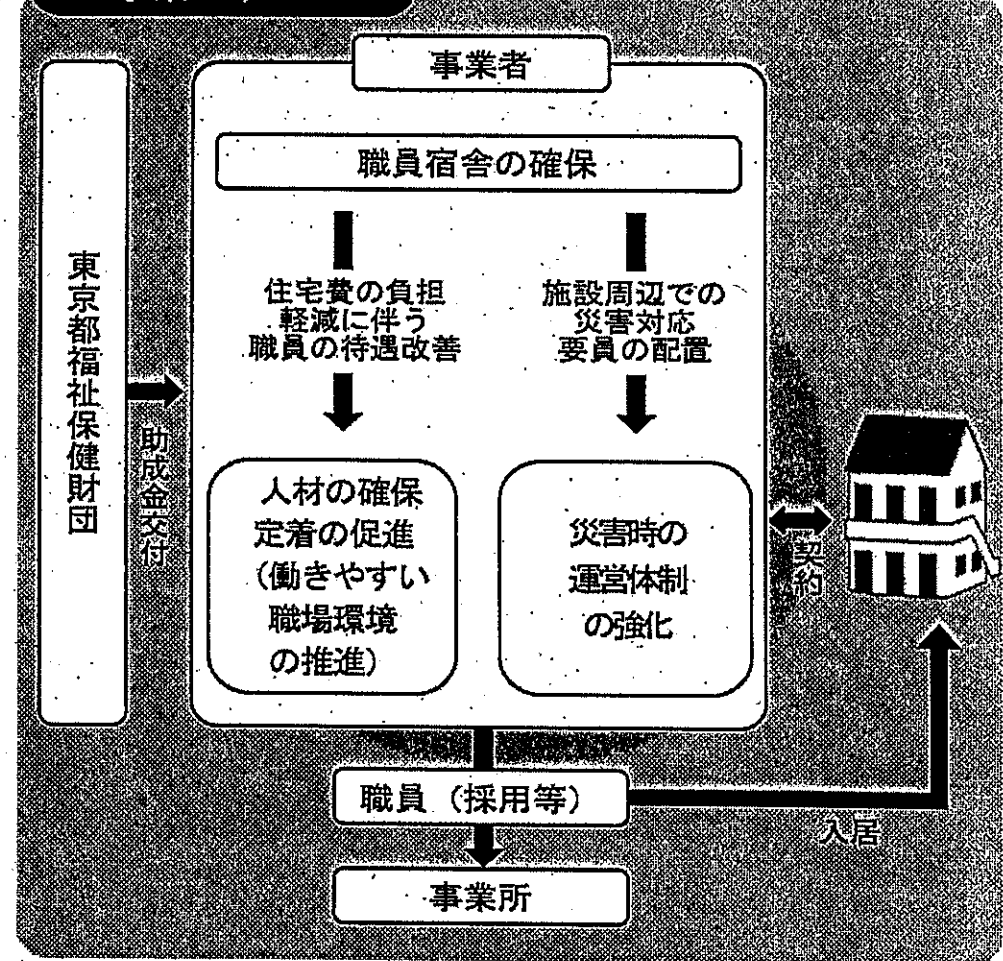
(6) 助成要件

- ① 1福祉避難所につき4戸が上限
- ② 借り上げている宿舎が、事業所の周辺（半径10キロメートル圏内）にあること
- ③ 1戸当たりの助成対象期間は、4年間を上限
- ④ 対象職員が入居していること

(7) 助成額

助成基準額は、1戸あたり月額82,000円を上限とし、その7/8を助成額とする。

事業スキーム



2 代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業

東京都では、平成30年度から新たに、都内の障害福祉サービス事業所等で働く職員が研修を受講する場合、東京都で委託した人材派遣会社から受講期間中の代替職員を派遣します。事業所で働く職員が研修等に参加しやすい環境づくりを支援することで、研修等の受講を促進し、資質向上を図ります。募集内容等の詳細については、決定次第、東京都福祉保健局のホームページ等でご案内します。

<事業概要>

(1) 対象研修

障害福祉サービス事業所等が策定する研修計画に基づき受講させる研修等です。研修等は事業所を離れて行うものに限らず、事業所内で行う研修等も含み、その形式については、講義研習・実技研習等いずれも可能です。

<対象となる外部研修>

- ① サービス管理責任者研修及び
児童発達支援管理責任者研修
- ② 相談支援従事者研修
(初任者研修・現任研修)
- ③ 強度行動障害支援者養成研修
(基礎研修・実践研修)
- ④ 障害者虐待防止・権利擁護研修
- ⑤ 介護職員等によるたんの吸引等の
実施のための研修
- ⑥ 国・都・区・市・村又は事業者団体等が実施する
障害福祉サービス事業所等向け研修 等

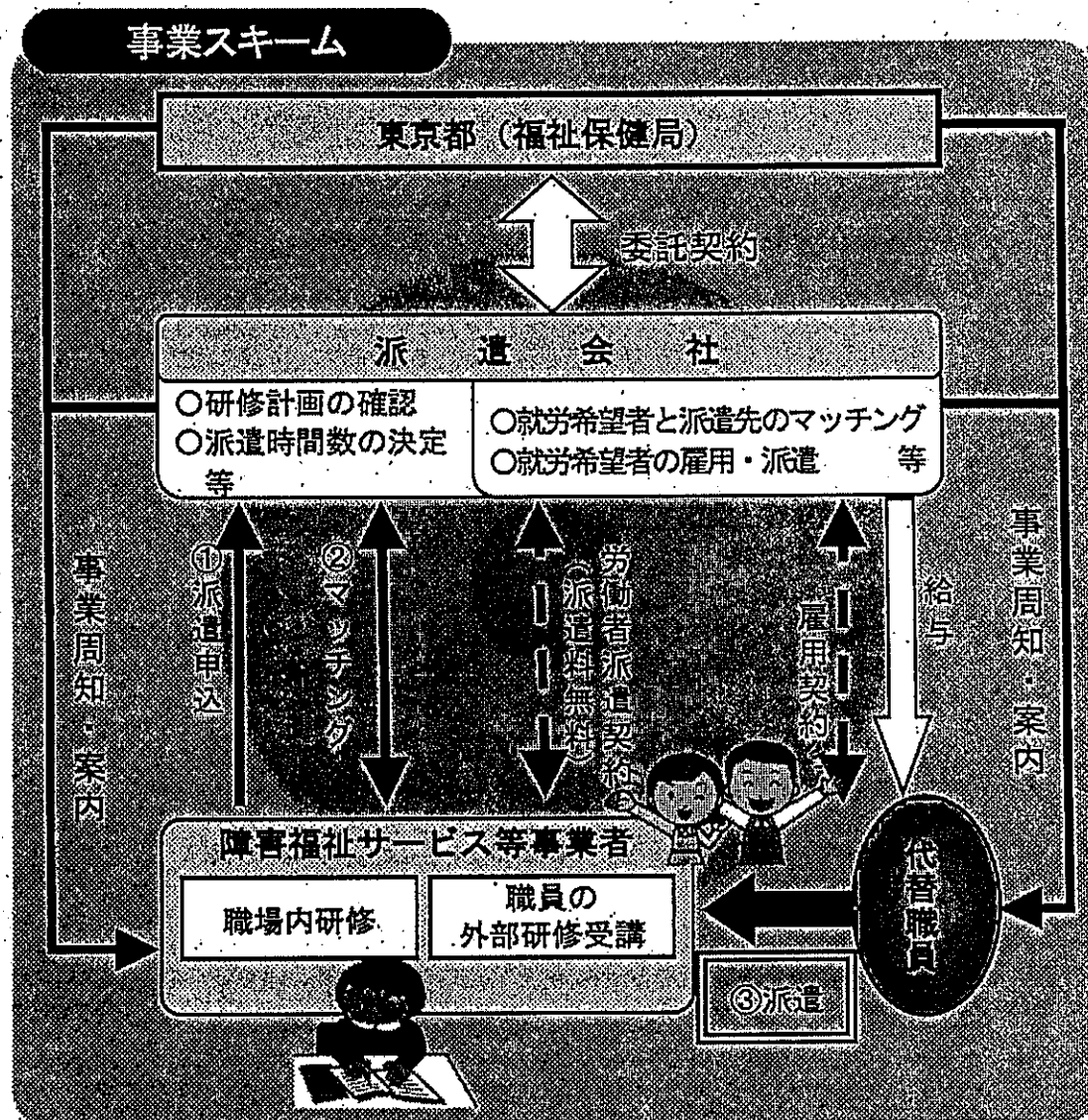
(2) 対象となる事業所

都内に所在する障害福祉サービス事業所等

(3) 派遣期間

研修に参加する時間数の4倍まで
(原則として所属職員が対象研修に
参加する期間を含みます)

事業スキーム



3 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業

東京都では、平成30年度より新たに、都内の障害福祉サービス事業所等を運営する法人を対象に、対象法人が国家試験を受験する職員に対して、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに資格取得に係る経費を支援した場合、その支援した金額の1/2に対して、交付予定額の範囲内で助成金を交付します。対象職員の可否によって助成基準が変わる制度です。募集内容等の詳細については、決定次第、本事業の実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページ等でご案内します。

<事業概要>

(1) 対象事業所

都内の障害福祉サービス事業所等

(2) 対象法人

対象事業所を運営する法人

(3) 助成規模

200名

(4) 対象経費

- ① 国家試験の受験料
- ② 資格取得に係る諸経費

(5) 助成要件

- ① 対象法人が経費を支出していること
- ② 1事業所当たり原則1名まで
- ③ 国家試験の結果が不合格の場合は、国家試験受験料のみ助成する

(6) 助成額

助成基準額は、1名当たり100,000円を上限とし、その1/2を助成額とする。

対象となる国家資格

	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士
手続詳細案内	平成30年 7月下旬頃	平成30年 6月下旬頃	平成30年 7月下旬頃
申込受付期間	平成30年 9月上旬から 10月上旬	平成30年 8月上旬から 9月上旬	平成30年 9月上旬から 10月上旬
試験日	平成31年 2月上旬	平成31年 1月下旬 【実地試験】 平成31年 3月上旬	平成31年 2月上旬

※公益財団法人社会福祉振興・試験センターのHPより
(平成30年3月現在)

4 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業

東京都では、平成30年度より新たに、事業所における職員の定着や資質向上を図るため、障害福祉サービス事業所等を運営する法人責任者及び管理者等を対象に、人材マネジメント等の研修を実施します。研修の募集内容等の詳細については、決定次第、委託先である、公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページ等でご案内します。

<事業概要>

(1)実施方法

就労に関する意識や職員管理上生じうるリスク、人材マネジメント方法、他の事業所での業務効率のための取組などテーマを決めて講義・演習形式により研修を行う。

(2)対象者

法人責任者、施設・事業所の管理者及び指導的立場にある職員（中核職員）

(3)規模

200名（4回×50名程度）

(4)研修内容

- ① 職員管理上のリスク啓発
- ② 職員育成や就労意欲向上などの人材マネジメント
- ③ 事業所における業務効率化事例の紹介
- ④ 多様な雇用方法や効率的な職員配置方法 等

(5)時間数等

1日研修（講義4時間・演習2時間程度）



問い合わせ先一覧

H30.3.27時点

NO.	問い合わせ事項	所管部署	連絡先等
1	短期入所の申請、運営、制度について	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域支援課居住支援担当	03-5320-4151 (直通)
2	短期入所の施設整備費補助について	東京都福祉保健局障害者施策推進部 施設サービス支援課生活基盤整備担当	03-5320-4152 (直通) または 03-5320-4377 (直通)
3	自立支援給付費の報酬請求手続きについて	東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護福祉課障害福祉係	03-6238-0224 (直通)
4	都加算の請求手続きについて	各区市町村福祉所管課	—
5	都加算の制度全般について	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151 (直通)
6	短期入所開設準備経費等補助金について	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課居住支援担当	03-5320-4151 (直通)
8	サービス管理責任者研修、相談支援研修について	東京都心身障害者福祉センター 地域支援課地域支援担当	03-3203-6141 (代表) (内線) 2512 または 2514
9	障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業 代替職員の確保による障害福祉従業者の研修支援事業 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業 について	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当	03-5321-1111 (代表) (内線) 33-208 または 33-209
10	福祉・介護職員処遇改善加算について	東京都福祉保健局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当 (ヘルプ デスク)	03-5320-4230 (直通)
11	建築確認等の建築基準法の相談窓口について	各区市等の建築主事	※東京都都市整備局HP参照 http://www.toshiseib1.metro.tokyo.jp/kenchiku/kijun/kaisei.htm
12	必要な消防設備等について	各地域所管の消防署	—
13	NPO法人について	東京都生活文化局都民生活部 管理法人課NPO法人担当	03-5388-3095 (直通) ※関連HP (よくご確認ください) http://www.npo.metro.tokyo.jp/

